

青色申告

蒲田会報

No. 790

令和3年
3月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎郎

令和3年2月2日
国 税 庁

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を 令和3年4月15日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

○振 替 日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

国税庁長官
可部 哲生

※申告所得税及び復興特別所得税の延納期限は延長されませんので、口座振替の方は、5月31日（月）に全額引落しされますので、ご注意ください。

※申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税についての各種申請・届出等のうち、その期限が令和3年2月2日（火）から同年4月14日（水）までの間に到来するもの（青色申告承認申請や青色事業専従者給与に関する届出など）の届出期限も同年4月15日（木）まで延長されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年分の確定申告を行っていない方は、令和2年分の確定申告を行う前（又は同時）に行ってください。令和元年分確定申告書の提出日より前に、令和2年分確定申告書を含む他の申告書・申請書等を提出した場合には、原則、期限後申告として取り扱われることとなります。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

おもな税務カレンダー (令和3年4月～4年3月)

	国 税	地 方 税 (23区内)
5月	申告所得税及び復興特別所得税の確定申告分の振替納税 5/31(月) 消費税及び地方消費税の申告分の振替納税 5/24(月) 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) 5/31(月)	自動車税種別割・軽自動車税種別割
6月		都民税・特別区民税 第1期 固定資産税・都市計画税 第1期
7月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～12日) 7/12(月)	
8月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第1期分 8/2(月) 消費税の中間申告と納付 (年1回・3回の方) 8/31(火)	都民税・特別区民税 第2期 個人事業税 第1期
9月		固定資産税・都市計画税 第2期
10月		都民税・特別区民税 第3期
11月	申告所得税及び復興特別所得税の予定納税の納付 第2期 11/30(火) 消費税の中間申告と納付 (年3回の方) 11/30(火)	個人事業税 第2期
12月	消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出書など提出期限 (注1)	固定資産税・都市計画税 第3期
1月	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (～20日) 1/20(木) 法定調書合計表の提出	都民税・特別区民税 第4期 住宅用地の申告 償却資産の申告 給与支払報告書の提出
2月	申告所得税の確定申告と納付 (～3月15日) 3/15(火) 消費税及び地方消費税の申告と納付 (～3月31日) 3/31(木) 贈与税の申告 (～3月15日) 3/15(火)	固定資産税・都市計画税 第4期
3月		都民税・特別区民税の申告 (～15日) 個人事業税の申告 (～15日) 事業所税 (～15日)

注1 原則として「消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出書」の効力は、簡易課税制度の適用を受けようとする (又はやめようとする) 課税期間の初日の前日までに提出しなければならないこととなります。

毎月	源泉所得税の納付 (～10日) 消費税の中間申告 (年11回の方)	都民税・特別区民税の特別徴収
----	--------------------------------------	----------------

※申告や納付期限が土曜日または休日に当たるときは、休日の翌日とその期限となります。

★所得税の青色申告承認申請書★

最初に青色申告をしようとする年の3月15日 (本年は4月15日に延長) までに税務署に提出してください。新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内に提出してください。相続による事業承継の場合は別途規定があります。

★青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書★

その年分以後の青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、3月15日 (本年は4月15日に延長) までに税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出してください。なお、専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合には、遅滞なく青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出してください。

青色申告会関係 口座引落日

- ・青色申告会会費・・・5月23日・11月24日の年2回
- ・青色共済会費・・・6月23日・9月23日・12月23日・3月23日の年4回
- ・東京傷害保険・がん保険保険料・・・6月23日・12月23日の年2回
- ・小規模企業共済掛金・・・毎月18日
- ・経営セーフティ共済掛金・・・毎月27日

※振替日が休日の場合、翌営業日

※ご質問等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

青色申告特別控除 65 万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会のご案内

事業所得や不動産所得（事業的規模）を営んでいる青色申告をされている方で、①正規の簿記の原則により記帳、②申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付、③期限内申告、④電子申告又は電子帳簿保存をしている方については、青色申告特別控除として最高 65 万円を控除することができます。

（令和2年分から④の要件が増えました。）

青色申告特別控除最高 65 万円の適用を受けたい方は、複式簿記の基礎知識は必要不可欠です。また、簿記の知識だけでは、申告書に添付する貸借対照表、損益計算書を作成することは出来ませんが、会計ソフトを利用することによって、記帳の効率化を図ることが出来ます。

本年の「青色申告特別控除 65 万円を初めて目指す方のための会計ソフト説明会」は、新型コロナウイルス等の感染症対策として、個別での対応とさせていただきます。青色申告特別控除 65 万円の対象になるかの確認、会計ソフトの利用申込、今後の指導の流れ等をご説明いたします。毎年何人もの方が、青色申告特別控除 65 万円を適用できるようになっておりますので、ご希望の方は下記によりお申込みください。

- ◆ 日 程：令和3年4月19日（月）～23日（金）
午前9時30分・10時30分 / 午後1時・2時
- ◆ 会 場：事務局
- ◆ 参加資格：パソコン（Windows8以降）を所有し、パソコンの基本操作ができること
（令和2年分より青色申告特別控除の要件が変更になったため）
- ◆ 持 ち 物：令和2年分 決算書・確定申告書（控）
現在つけている帳簿
筆記用具（ボールペン）・印鑑
4,000円（テキスト代と令和3年度分会計ソフト利用料）
- ◆ 受 付：3月22日（月）以降に、事務局までお電話ください。

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として

「**適格請求書等保存方式**」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

国税庁

**インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!**

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



**登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。**

*インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は
国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」
をご覧ください。

特設サイトへ



【当会の役員はボランティアで活動しております】

申告所得税及び復興特別所得税等の申告・納付期限の延長に伴う、事務局での確定申告指導会の追加日程について (電話による完全予約制)

所得税確定申告指導会の追加日程 3月22日(月)～26日(金)

e-Taxによる代理送信の最終受付日は、3月25日(木)となります。

なお、消費税確定申告指導会の追加日程はありませんので、消費税の指導を希望する方は、3月15日(月)までに所得税の指導をお受けください。

持参書類等につきましては、1月上旬に配布済みの新聞型製本冊子「令和2年分 確定申告のご案内」をご覧ください。

青色コーナー協力要請

2月2日(火)、蒲田税務署において、青色申告制度の説明、青色申告制度の普及・拡大等を行う「青色コーナー」を設置するに当たり、轟署長より江川会長に協力要請状が交付されました。

都税だより

☆個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月15日(月)です

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和3年3月15日(月)までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人事業税の申告をする必要があります。

☆個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

☆4月から固定資産税・都市計画税の現所有者申告制度が始まります(23区内)

土地・家屋の所有者が亡くなった際、3カ月以内に、相続人など新たな所有者(現所有者)となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度が始まります。

なお、不動産登記の名義変更がお済みの場合は、現所有者申告は不要となります。登記のお手続をご検討ください。

お問い合わせ先 大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

毎月配布しております小冊子「BLUE RETURN 青色申告」は、先月配布分のV01.812が2・3月合併号となりますので、今月は配布がありません。なお、2・3月合併号の記事は左記のとおりでした。

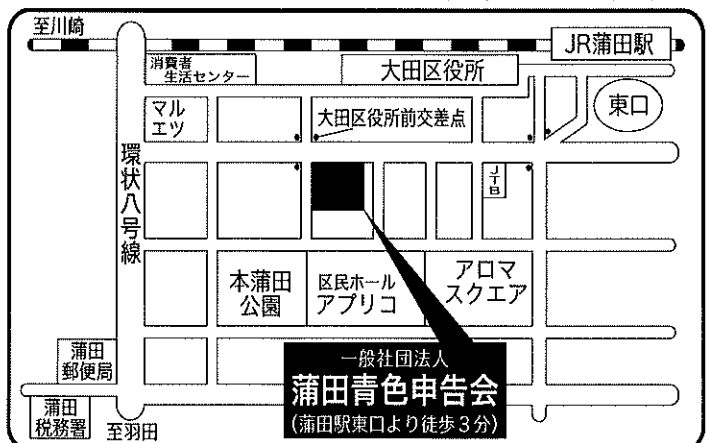
- ・令和3年度 税制改正大綱
- ・感染症対策を講じて確定申告期にのぞむ
- ・新型コロナウイルス感染症個人事業主に対する支援(続報)
- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用できます



入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

3月23日(火)に令和3年5月～7月分が引落しされます。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしませんので、ご了承ください。

二月 事業報告

二日 青色コーナー協力要請状交付
蒲田税務署

事務局の休業について

3月16日(火)は青色創立記念日のため、事務局を休ませていただきます。